



平成 19 年 2 月 14 日

各 位

東京都墨田区吾妻橋三丁目3番2号
株式会社ペッパーフードサービス
代表取締役社長 一瀬 邦夫
(コード番号: 3053)
問い合わせ先 取締役管理本部長 中村 靖
電話番号 03 (3829) 3210

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 14 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 19 年 3 月 29 日開催予定の第 22 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の現状に即し、事業目的の明確化を図るため、現行定款第 2 条に定める事業目的を追加するものであります。
- (2) 当社が行なう公告について、周知性の向上及び公告手続きの合理化を図ることを目的として電子公告を採用することとし、現行定款第 4 条（公告の方法）を変更するものであります。
- (3) 「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の通り変更を行なうものであります。
 - ① 当社の機関として取締役会、監査役、監査役会ならびに会計監査人を置くことを明確にするため、変更案第 17 条、第 31 条、第 42 条を新設するものであります。
 - ② 株券を発行する旨を定めるため、変更案第 7 条（株券の発行）を新設するものであります。
 - ③ 株主総会においてより充実した情報の開示を行なうことができるよう、変更案第 13 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
 - ④ 株主総会の円滑な運営を図るため、現行定款第 13 条に定める議決権の代理行使について変更案第 15 条のとおり所定の変更を行なうものであります。
 - ⑤ 機動的かつ効率的な経営判断を行なうため、会社法に定める一定要件を充たす範囲内において取締役会を開催せず取締役会の決議があったものとみなすこと（書面決議）を可能とする

ため変更案第 24 条を新設するものであります。

- ⑥ 社外監査役に優秀な人材を確保し、その期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間で責任限定契約を締結することを可能にするため変更案第 41 条を新設するものであります。
- ⑦ その他、会社法が施行されたことに伴い、文言等規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行なうものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 3 月 29 日（木）

定款変更の効力発生日 平成 19 年 3 月 29 日（木）

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所)

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、株式会社ペッパーフードサービスと称し、英文では、PEPPER FOOD SERVICE CO.,LTD.と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. フランチャイズシステムによる飲食店の経営2. 直営ステーキレストランの経営3. レストランの調理<u>及び</u>提供システムの開発<u>及び</u>開業指導4. フランチャイジー（加盟店）向けの加工食品の販売5. 調味料等の製造<u>及び</u>販売6. 厨房設備機器、食堂什器<u>及び</u>食器類の販売7. 飲食店舗の設計施工8. 衛生用品、マット類の販売9. ユニホーム類の販売10. 事務用機器、事務用品類<u>及び</u>通信機器類の販売11. 販売促進用のメニュー・折り込みチラシの販売12. 飲食店開業に伴う教育と研修13. エリアフランチャイザー（地域本部）の募集と提携14. 日本料理店の経営15. 西洋料理店の経営16. 中華料理店、その他の東洋料理店の経営17. 前各号に関するコンサルティング業務18. 損害保険代理店業 <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>19. 前各号に付帯する一切の業務</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. フランチャイズシステムによる飲食店の経営2. 直営ステーキレストランの経営3. レストランの調理<u>および</u>提供システムの開発<u>および</u>開業指導4. フランチャイジー（加盟店）向けの加工食品の販売5. 調味料等の製造<u>および</u>販売6. 厨房設備機器、食堂什器<u>および</u>食器類の販売7. 飲食店舗の設計施工8. 衛生用品、マット類の販売9. ユニホーム類の販売10. 事務用機器、事務用品類<u>および</u>通信機器類の販売11. 販売促進用のメニュー・折り込みチラシの販売12. 飲食店開業に伴う教育と研修13. エリアフランチャイザー（地域本部）の募集と提携14. 日本料理店の経営15. 西洋料理店の経営16. 中華料理店、その他の東洋料理店の経営17. 前各号に関するコンサルティング業務18. 損害保険代理店業<u>19. 労働者派遣事業</u><u>20. 有料職業紹介業</u>21. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 東京都墨田区 に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載してする。

第2章 株式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、51,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる。

(新設)

(名義書換代理人)

第7条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。

- 2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録及び端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第8条 当社の株券の種類、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録及び端株の買取り、その他株式及び端株に関する請求、届出の手続き及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。

(本店の所在地)

第3条 (現行どおり)

(公告方法)

第4条 当社の公告は電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、51,000株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株券の発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。
- 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第9条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。

- 2 前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集時期)

第10条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 当社の株主総会は、本店所在地、その隣接地、東京都各区内において招集することができるものとする。

(招集者及び議長)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。

- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

(新設)

(基準日)

第10条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 定時株主総会は毎年3月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(2削除)

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

2 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、総会毎に、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第14条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

2 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

(新設)

(取締役の員数)

第15条 当会社の取締役は8名以内とする。

(取締役の選任方法)

第16条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。

2 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

(2 削除)

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、8名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集者及び議長)

第18条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。
2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集手続)

第19条 取締役会を招集するときは、会日から3日前までに各取締役及び各監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第20条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(新 設)

(取締役会の議事録)

第21条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。
2 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第22条 取締役会を招集するときは、会日から3日前までに各取締役および各監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会決議の省略)

第24条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第25条 当社の取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。
(2 削除)

(役付取締役及び代表取締役)

- 第22条 取締役会の決議をもって、取締役の中から社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名をおくことができる。
- 2 社長は会社の業務を統轄し、会社を代表する。
- 3 取締役会の決議をもって、社長のほかに、当会社を代表する取締役を定めることができる。

(新 設)

(報酬及び退職慰労金)

- 第23条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

(相談役及び顧問)

- 第24条 取締役会の決議により相談役及び顧問を置くことができる。

(取締役の責任免除)

- 第25条 当会社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。
- 2 当会社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、あらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役

(新 設)

(代表取締役および役付取締役)

- 第26条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会規程)

- 第27条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

- 第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(相談役及び顧問)

- 第29条 取締役会の決議により相談役および顧問を置くことができる。

(取締役の責任免除)

- 第30条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2 当会社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

- 第31条 当会社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第26条 当社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第27条 当社の監査役は、株主総会において選任する。

2 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第28条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

3 会社法第329条に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第36条 監査役会を招集するときは、会日の3日前までに各監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときには、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領および

<p>(新 設)</p>	<p><u>その結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
<p>(監査役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第29条 <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第40条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第30条 <u>当社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第41条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> 2. <u>当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 6 章 会計監査人</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(会計監査人の設置)</u> 第 42 条 <u>当社は会計監査人を置く。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(会計監査人の選任)</u> 第 43 条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(会計監査人の任期)</u> 第 44 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>2. <u>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主</u></p>

<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第<u>6</u>章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第<u>31</u>条 当社の営業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとし、各営業年度末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第<u>32</u>条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第<u>33</u>条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第<u>34</u>条 利益配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p>	<p><u>総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第<u>45</u>条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第<u>7</u>章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第<u>46</u>条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第<u>47</u>条 <u>当社は株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u></p> <p>(中間配当金)</p> <p>第<u>48</u>条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第<u>49</u>条 <u>期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p><u>2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>
--	--